

法人会だより

かつしかの窓

2025
Vol.400
向日葵



Contents

| | |
|---------------------|-----|
| 第十三回定時総会を開催…………… | 2～3 |
| 退任・新任のご挨拶…………… | 4～5 |
| 新任役員のご紹介…………… | 6 |
| 退任役員に対する感謝状の贈呈…………… | 7 |
| 葛飾税務署定期異動のお知らせ…………… | 8～9 |

| | |
|-----------------------|-------|
| 法人会活動レポート…………… | 11 |
| 葛飾都税事務所からのお知らせ…………… | 12 |
| 葛飾区役所・税務課からのお知らせ…………… | 13 |
| 説明会のご案内/編集後記…………… | 14 |
| 地球温暖化対策報告書について…………… | 15～16 |

第十三回定時総会を開催

日時：六月十日

場所：葛飾法人会館三階 大会議室



会長 挨拶

令和七年六月十日、葛飾法人会 第十三回定時総会が開催された。

総会冒頭では山本副会長による開会の辞ののち、増田会長が登壇し挨拶。続いて議長選出が行われ、会長が議長を務める旨を宣言した。

議事では、まず令和六年度事業報告・決算報告・監査報告が行われた後、令和七年度事業計画および予算案についても報告がなされた。これらの報告事項について特に質問等はなく、了承された。

続いて三件の議案審議に入り、第一号議案「令和六年度貸借対照表・財産目録承認」、第二号議案「役員改選」、第三号議案「定款一部変更」について、それぞれ説明・質疑の後、すべて賛成多数で承認された。こ



会場風景

れにより総会議事は無事に終了し、議長職も解かれた。

来賓として、山根葛飾税務署長はじめ、井上都税事務所長、青木区長、萩原青色申告会会長が祝辞を。続いて二十名の来賓が

紹介された。また寄せられた多数の祝電も披露された。

続いて上部団体表彰式が行われ、受彰者には感謝状や記念品が授与された。式後には記念集合写真の撮影が行われた。

閉会の辞は大畑副会長より述べられ、会の締めくくりとなった。

なお、総会終了後に臨時理事会が開かれ、山本新会長はじめ新役員の紹介と挨拶が行われた。また、退任役員の感謝状表彰及び会員増強表彰も行われた。その後情報交換会が開催され、参加者同士の親睦が深められた。増田前会長への感謝を込めて坂巻女性部会長から花束贈呈も。令和七年度新体制の船出にふさわしい、盛会のうちに閉幕となった。



● 退任のご挨拶 ●



前会長
増田 充孝

この度第十三回定時総会において退任することとなりました。税務当局をはじめ関係団体並びに税理士会、そして当法人会の役員および会員の皆様のご協力ご指導により、三期六年の会長としての任期を全うすることが出来ました。心より感謝申し上げます。

今の私にとって法人会活動の経験は人生の大きな部分でありとても貴重なものとなっています。私が法人会に入会したのは、二十五歳の時でした。特に積極的に活動するつもりも無く、会員になつたことを覚えていません。青年部（当時…ジュニアクラブ）に入会してみると、私と同様に会社の跡継となるべき境遇の方が多く、共に活動するなかで、仕事の苦勞や将来についての悩みを自分と同様に抱えていることが分ると、仲間意識が強くなり次第に参加することが楽しくなってきました。

法人会の成り立ちを知ったのは、入会してしばらく経った頃でした。地域の中小企業経営者が、戦後に導入された自主申告納税制度という官民の相互信頼を前提とした税制度の重要性を認識し、

その推進のために昭和二十四年に作つた団体が始まりだと知りました。それからは、社会貢献のつもりで、積極的に参加するようになりました。

私が副会長を拝命した時から退任までに三つの大きな課題が次々と発生しました。法人会の会費の統一、公益法人制度改革そして新型コロナウイルス感染症です。

約二十年前の関口会長の時、私は財務担当副会長で、法人会の会費の統一にあたりました。当時、支部毎に会費が異なっていて、支部で集めた会費の中から一会員につき一定額を本部に上納する方式をとっていて、支部で独自に会費を決めていました。従って、本部では支部の会計を正確には把握できていませんでした。法人会組織として責任ある管理をするためにも、会費規程を整備し、さらに活動費の透明性を高めるために、会費を本部に直接納入してもらう必要があります。地域の担当副会長や支部長さんの理解と協力のもとに、問題なく予定通り実施することが出来たように見えました。しかし、各支部の大先輩やそれまでの支部運営に携わってきた方々から大きな抵抗やお叱りがあつたものとみられ、特に当時の支部長さんには相当ご苦勞をお掛けしたものと思つています。

公益法人制度改革は平成二十年に法制化され平成二十五年四月から当法人会は公益社団法人に移行しました。事業費の半分以上を非会員の方を含めた不特定多数の方を対象にした公益事業を実施しなくてはならず、税務に関する従来の目

的から地域活性化にまで目的を広げ活動することとなりました。そのため地域事業部（従来はブロックと称した）は、公益目的事業の実行主体として、地域活性化事業の幅を広げる役割を果たすことになりました。

会長になって最初の年度が終わる頃に新型コロナウイルス感染症が急速に広まりました。その蔓延期にも感染の予防をしながらも事業を継続しようと努力しました。講演会をネット配信したりしたものの、地域事業部の公益事業は予定通りに行えず予算を余らせて、遊休資産が膨らんでしまいました。結果、公益法人の管理規定に抵触することとなり、会長として悩みの多い時期でした。副会長さんと総務、財務委員会や事務局の皆さんのお陰で新しい顧問の会計事務所が見つかり、相談するなかで、会計上の諸問題の対処の仕方が分かり、意外にも、すんなり解決することが出来ました。そして、令和五、六年度の事業は地域事業部の積極的な事業活動では本来的流れを取り戻すことが出来ました。

今年度から、山本新会長のもと四人の新しい副会長を迎え、副会長が九名となり会長を含め十名の執行部体制となりました。定款変更を行い、議案書の電子提供も出来るようになり、新たな展開が望め、大きく躍進するのではと大変期待しております。今後も多く課題に遭遇すると思いますが、役員が一丸となって乗り越えて頂きたいと思つています。法人会のさらなる発展を祈念し退任の挨拶と致します。

● 新任のご挨拶 ●



新会長
山本榮之進

二〇二五年六月の第十三回通常総会において葛飾法人会 第十四代 会長を拝命しました株式会社山本工場の山本榮之進と申します。浅学非才ではございますが何卒宜しくお願い致します。

歴史と伝統のある葛飾法人会の歴代会長の後を受けて大役をお引き受けすることになり、役割の重大さを痛感しているところです。増田前会長様と同様に皆様には引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私は昭和五十一年に今の青年部会、当時のジュニアクラブに入会させて頂き今年で四十九年になります。

また青年部会長経験者の会長は歴代初めてであり重責を感じております。

葛飾法人会は、葛飾区域全域の企業を対象として、昭和二十四年六月十八日 葛飾法人納税協力会として発足、同二十五年十月十八日 葛飾法人会と改称、会員四五〇社で発足しました。爾来、先輩各位による努力と協力により、昭和三十八年

九月に至り社団化を検討、同三十九年三月、大蔵省へ社団化を申請、当局による度重なる審議を経て、昭和三十九年九月二日、全国の数ある法人会に先駆け、大蔵大臣の設立認可社団化第一号の法人会として活動してまいりました。更に、平成二十五年四月、東京都知事より認可され公益社団法人となりました。

公益法人移行後はさらに公益性を重視した活動に力を入れ、納税意識の高揚のために支部も委員会も精力的に活動しています。講演会やセミナーなど地域の方も対象として地域社会に開かれたものとしており、献血、地球温暖化報告書などの社会貢献活動も積極的に実施し、小学生に対し、青年部会は租税教育活動、女性部会は税の絵がきコンクールなどで、正しい納税知識の普及活動にも取り組んでいます。

国内はようやくコロナ禍から脱却し、社会経済活動も正常化が進みました。

飲食や観光などを中心に、サービス消費や海外旅行者の増加によるインバウンド消費も回復し、景気も回復基調となっております。訪日外国人が半年で二〇〇万人超えを記録しました。しかし一方でロシア、ウクライナ、パレスチナなどをめぐる地政学的リスクの増大やトランプ関税の影響で景気の逆風になっていきます。また少子高齢化の進展で人材不足やカーボンニュートラルなどへの対応で、企業を取り巻く環境は厳しさを増し

ております。

このように不透明な世の中となっておりますが、税務当局と連携をしっかりと図りながら、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとしての企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として活動して参りたいと思っております。

現在葛飾法人会の会員数は約二七〇〇社ですが会員数の減少が続いているため、今後いかに会員増を図っていくかが課題となっております。

お役に立てる居心地の良い会にするため理事一丸となって邁進してまいりますのでご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

新任役員のご紹介

令和七年度 新任理事・監事・支部長のご紹介



外部監事
川村 栄二



社会貢献委員
安西 将信



社会貢献委員
田淵 公德



税制委員
竹田 淳一



総務委員
荒岡 崇一



青戸立石支部長
岩崎 新一郎



お花茶屋支部長
渡辺 信之



堀切支部長
渋谷 健治



四つ木五支部長
秋山 代介



白鳥支部長
高橋 晃一



西新小岩支部長
金本 貴範

(敬称略)



東立石支部長
江澤 利通



東四つ木支部長
堀合 義弘

東京法人会連合会関係表彰者のご紹介

令和七年六月十一日(水)一般社団法人東京法人会連合会第十三回通常総会が明治記念館において開催されました。当会では次の方々を受彰披露されました。
(敬称略、役職は令和六年度)

●全法連功労者表彰

総務委員長
広報委員長

金井田 貴之
鈴木 隆文

●東法連永年勤続役員表彰

財務副委員長
組織委員長
事業研修副委員長
厚生副委員長
社会貢献委員長
青年部会長
柴又支部長
白鳥支部長

落合 壽隆
坂田 幸康
神谷 智洋
山口 正和
山藤 太治
齊藤 栄悟
天宮 久嘉
大嶋 洋子



● ● 退任役員に対する感謝状の贈呈 ● ●

下記諸氏は、会長・副会長・理事として永年にわたりそれぞれの要職にあって積極的に会の発展に尽力され、組織の拡充強化と納税意識の高揚に貢献されました。その功績は極めて顕著なものがあります。退任にあたり深甚なる謝意を表します。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 増 | 田 | 充 | 孝 | 大 | 畑 | 勝 | 実 |
| 細 | 谷 | 政 | 男 | 吉 | 川 | | 博 |
| 落 | 合 | 壽 | 隆 | 日 | 下 | 幸 | 男 |
| 小 | 川 | | 孝 | 大 | 嶋 | 洋 | 子 |
| 渡 | 部 | 幸 | 一 | 鈴 | 木 | | 茂 |
| 荒 | 岡 | 正 | 則 | 山 | 田 | 洋 | 治郎 |
| 山 | 口 | 新 | 一 | | | | (敬称略) |



● ● 会員増強功労者表彰 ● ●

- | | |
|-----------------|-------------|
| 正会員加入数上位 (同数1位) | 賛助個人会員加入数上位 |
| 1位 東金町支部 | 1位 南水元支部 |
| 1位 お花茶屋支部 | 2位 東四つ木支部 |
| 1位 東新小岩支部 | 3位 東新小岩支部 |



増田会長お疲れ様でございました♡



三期六年間、葛飾法人会会長としてその要職にあって、コロナ禍に組織の発展のために、ご尽力いただきました増田会長が会長職をご退任されました。

葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長には東京国税局徴収部

納税管理官から上赤氏、

山根署長は、

東京国税局徴収部次長へ！

● 着任のご挨拶 ●



署長 葛飾 赤上 勉
つとむ つかみ あか うえ

処暑の候、公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

七月の定期人事異動により、葛飾税務署長を拝命いたしました上赤と申します。平成元年の当初配属以来、葛飾署勤務は初めですが、前任の山根同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方におかれましては、日頃より税務行政に対して深いご理解を賜り、これまで長きにわたって税のオピニオンリーダーとして、税に関する広報活動や租税教育活動などにご尽力をいただいております。

とに、心から感謝申し上げます。

貴会の活動は、未来を担う子供たちを対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の募集活動・表彰式の実施のほか、「法人会と区民の集い」、「中川に親しむ集い」、「政治経済講演会」といった、多くの区民の方々が登場される地域イベントの開催など、多岐にわたっており、その活動は正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大きな役割を果たされています。

山本会長をはじめ、役員・会員の皆様方が熱意をもって活動にご尽力いただいていることは、私ども税務行政に携わる者として大変心強く感じております。今後とも、公益社団法人として実りある事業を展開していただきますようご期待申し上げます。

さて、国税庁においては、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展など税務行政を取り

巻く環境が大きく変化する中で、

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の三つの柱に基づき、デジタルを活用した税務手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））や、事業者の業務のデジタル化促進に取り組んでいくところです。

特に、現状、金融機関や税務署等の窓口納付が大半を占めている国税の納付について、簡単・便利なキャッシュレス納付を推進し、その割合を令和八年度末までに五割とする目標を掲げています。特に、源泉所得税は納付機会が多いため重点的に取り組む方針ですので、周知・広報、利用勧奨にご協力をお願いいた

します。

また、事業者の事務の効率化による生産性の向上や経営の高度化に資することが期待される事業者の業務のデジタル化についても税務手続のデジタル化と併せて、その促進に取り組んでまいります。

貴会におかれましては、引き続き会員の皆様に対して、国税のキャッシュレス納付をはじめ、法人税の財務諸表等の添付書類も含めたe-Tax (All e-Tax) や年末調整手続の電子化など、税務手続及び業務のデジタル化促進を働き掛けていただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第1部門 統括官

寺崎 圭之

出身地 福島県

コメント この度の人事異動で、中野税務署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしく願いいたします。



総務課長

吉田 正

出身地 茨城県

コメント この度の人事異動で、大月税務署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしく願いいたします。



副署長

藤木 輝

出身地 北海道

コメント この度の人事異動で、国税庁から異動してまいりました。1年間どうぞよろしく願いいたします。



法人課税第1部門 法人審理調査官

小林 裕貴

出身地 千葉県

コメント 葛飾税務署2年目となりました。引き続きよろしく願いいたします。



法人課税第2部門 源泉審理上席

牧島 典子

出身地 栃木県

コメント この度の人事異動で、松戸税務署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしく願いいたします。



法人課税第2部門 統括官

馬場 貴恵

出身地 千葉県

コメント この度の人事異動で、中野税務署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしく願いいたします。

葛飾税務署 新名簿 (令和7年人事異動)

《令和7年7月10日現在》

| 役職名 | 令和7事務年度 | | 役職名 | 令和7事務年度 | |
|------------|---------|-----------------------|-----------|---------|------------------|
| | 氏名 | 異動元 | | 氏名 | 異動元 |
| 署長 | 上赤 努 | 東京局・徴収部・納税管理官 | 法人第4統括官 | 佐藤 佑己 | 日立・法人1・総上席 |
| 副署長(総) | 後藤 累 | 千葉東署・特官(個人)・特官 | 法人第5統括官 | 清宮 猛志 | 芝署・法人1・連調官 |
| 副署長(法) | 藤木 輝 | 国税庁・長官官房監督評価官室・監督評価官補 | 法人第6統括官 | 岡野 晃幸 | (留任) |
| 総務課長 | 吉田 正 | 大月署・総務課・総務課長 | 審理専門官(法人) | 西澤 憲一郎 | 浅草署・審専官(法人)・審専官 |
| 特別国税調査官(法) | 和田 克幸 | 京橋署・総務課・副署長 | 連絡調整官(法人) | 丸山 浩美 | 千葉西署・総務課・総務課長補佐 |
| 特別国税調査官(法) | 小林 康行 | (留任) | 法人(審理調査官) | 小林 裕貴 | (留任) |
| 法人第1統括官 | 寺崎 圭之 | 中野署・法人1・統括官 | 源泉(審理上席) | 牧島 典子 | 松戸署・法人2・上席 |
| 法人第2統括官 | 馬場 貴恵 | 中野署・法人2・上席 | 総務課長補佐 | 寶珠 恵 | 東京局・業務センター・国税管理官 |
| 法人第3統括官 | 山田 伴政 | (留任) | | | |

新サービスがスタート！

法人会の 「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)



新サービス「ビジネス・マッチング」の特長



ビジネス・パートナーの発掘や
新規開拓などをサポートする
法人会の新たな会員サービス



法人会会員同士のみならず、
日本全国の様々な業種の
企業とつながる機会を創出



登録料、利用料、対面イベント
参加費など、すべてが無料



新規開拓も人脈づくりもすべて無料！

詳しくはこちら



従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与と所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



法人会活動レポート

青年部会

4月18日

青年部会第13回通常総会



第13回青年部会通常総会は無事執り行われ、総会後の情報交換会も大いに盛り上がりました。

水元中央支部

4月10日

水元中央支部報告会



東水元の「花もと」にて、新入会員の方も参加し大変盛り上がりました。

事業研修委員会

5月21日～(全4回)

社会保険・労働保険事務手続きセミナー



このセミナーは毎年この時期に開催しています。実務に精通した社会保険労務士を講師に迎えて今年も開催しました。

女性部会

4月25日

女性部会第13回通常総会



第13回女性部会通常総会、今年も全ての議案が無事成立しました。総会後の情報交換会も華やかに開催されました。

女性部会

6月26日

日帰り研修バス旅行



毎年恒例の日帰りバス研修旅行、牛久大仏、博物館見学並びに工場見学に行っておりまいた。

立石支部

5月28日

立石支部報告会



立石舟和にて、今年も多くの方にご参加頂きました。

女性部会

7月2日

租税教室



租税教室を、奥戸小学校にて行いました。

財務・監査委員会

6月27日

新旧財務懇親会



4月・5月の月例監査及び財務委員会終了後、新旧財務懇親会を青戸 和食 誠 一番館にて行いました。財務・監査の日頃の疲れを癒し、新旧委員の親睦を深めました。

厚生委員会

7月3日

共済制度連絡協議会



厚生委員会主催で、保険三社のご協力の元、共済制度連絡協議会を金町の二葉会館にて行いました。会員支援事業として改めて共済制度連絡協議会の重要性を説明し、終了後は懇親会を開催しました。

この他にも、地域事業部行事や支部を実施しています。また、事業研修委員会を中心にオンラインによる各種セミナーも随時開催しています。当会のホームページもぜひご覧ください。



葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 **おうちで今、納付できます！**
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

納付できる主な税目

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（23区）、固定資産税（償却資産）（23区）、不動産取得税、自動車税種別割、個人事業税 等

注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※PayPay での納付において、本人確認前のチャージ入金をご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。

■eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

東京都主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマートフォン決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。車検用の納税証明が必要な方は、納付後に支払履歴画面等をご用意の上、都税事務所等に申請してください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

東京都主税局 HP の「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

皆さんに納めていただいている大切な住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）は、福祉・教育・まちづくりなどに使われ、葛飾区を支える土台となっています。

令和7年度の住民税は、令和6年1月から12月までの1年間の所得に対して課税します。区から送付する特別徴収の税額決定通知書や普通徴収の税額決定納税通知書の内容をご確認の上、納期限内の納入・納付をお願いいたします。

令和7年度特別区民税・都民税・森林環境税のお知らせをお送りしました

特別徴収の場合は5月14日に特別徴収義務者へ、普通徴収の場合は6月10日に本人へ各通知書等を送付しております。

<問い合わせ先> 税務課 課税係 直通 03-5654-8550

特別徴収の皆様へ

特別区民税・都民税・森林環境税の特別徴収にご協力ください

特別徴収とは、事業主の方が従業員や専従者の給与から住民税を徴収し、6月から翌年5月までの12回で毎月納入していただく方法です。

4月以降新たに就職された方の特別徴収を始める場合は、特別徴収切替申請書の提出が必要です。

<問い合わせ先> 税務課 課税係 直通 03-5654-8550

特別徴収分の納入には、便利な電子納税を利用しましょう

eLTAXを利用すると、従業員から特別徴収した特別区民税・都民税・森林環境税を、一度に複数の自治体へ一括して電子納税ができます。手数料も無料です。ぜひご利用ください。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

<問い合わせ先> 収納対策課 収納対策係 直通 03-5654-8186

普通徴収(個人納付)の皆様へ

納期限内の納付にご協力をお願いします。今後の各納期限は下記のとおりです。

税額決定納税通知書には納付書のほかに口座振替依頼書も同封しております。

納付には便利な金融機関の口座振替をぜひご利用ください。

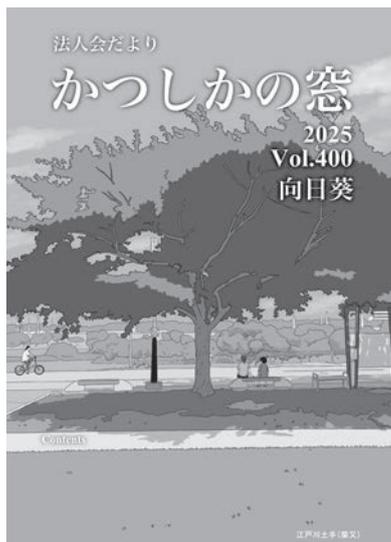
第2期 9月1日(月) **第3期** 10月31日(金) **第4期** 令和8年2月2日(月)

【納付場所】 各金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、コンビニエンスストア、区役所収納対策課、区民事務所及び区民サービスコーナー

【その他の納付方法】 ペイジー対応のATM、ネットバンキング、クレジットカード、モバイルレジ(アプリまたはWEB)、スマートフォン決済アプリ

<問い合わせ先> 収納対策課 収納対策係 直通03-5654-8186

■ 表紙のイラストについて ■



近年ますます夏の暑さが厳しくなっていますが、水分補給や適度な休憩などを心がけて、熱中症にならないようにしたいものです。表紙のきょうだいは柴又の江戸川土手を訪れています。土手にはベンチと木陰があり、二人ともひと休みしているようです。無理のないように過ごしつつ、今年の夏も乗り切りましょう。

イラスト：かつしかけいた

● 編 集 後 記

蝉しぐれに包まれる盛夏の葛飾。道ばたに咲く向日葵が太陽を仰ぎ、ぐんぐん背を伸ばすように、私たちも新たな一歩を踏み出す季節となりました。

今期、会長をはじめとする役員が一斉に新体制へと移行いたしました。これまで法人会を支えてくださった皆さまに深く感謝申し上げるとともに、新たな顔ぶれによるさらなる発展を、私自身もその一員として力を尽くす所存です。また、葛飾税務署でも署長をはじめ新任の方々をお迎えし、地域に新しい風が吹き始めています。

今号の「葛飾企業人」「私の」シリーズは紙数の都合により休載となりましたが、次号での再登場をどうぞお楽しみに。移りゆく季節のなか、ひととき足を止めて『かつしかの窓』をお手に取っていただけましたら幸いです。

次に皆さまとお会いするのは、年も改まり「福寿」号となります。これからも変わらぬご愛読を賜りますよう、お願い申し上げます。(S)

◆ 説明会のご案内 ◆

| 決算法人説明会 | | |
|-----------|-------------|--------|
| 開催日 | 時間 | 場所 |
| 9月5日(金) | 13:30~16:00 | 葛飾法人会館 |
| 9月10日(水) | | |
| 10月9日(木) | 13:30~16:00 | 葛飾法人会館 |
| 12月9日(火) | 13:30~16:00 | 葛飾法人会館 |
| 新設法人説明会 | | |
| 10月15日(水) | 13:30~16:00 | 葛飾法人会館 |

- 葛飾税務署より対象者にご案内はがきが届きますので、ご案内に従って説明会にご参加ください。

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.400

令和7年8月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <https://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net

発行人 山本 榮之進 編集人 鈴木 隆文

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一(一)の上部欄外の右上部分にこのシールを貼ってご提出ください。(OCR用紙には貼らないでください。)



公益社団法人 葛飾法人会員

東京都提出 「地球温暖化対策報告書」 作成希望依頼書

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します。

●企業情報記入欄

| | | | |
|------|--|----|--|
| 法人名 | | | |
| 代表者名 | | 役職 | |
| 担当者名 | | 役職 | |

※代表者、担当者ともに必ずフルネームでご記入ください。

| | |
|----|--|
| 業種 | |
|----|--|

※業種についてはなるべく詳しくご記入ください。

例) 単に「製造業」ではなく、「プラスチック容器製造業」や「建築用金属部品製造業」等、細かく記入。
 また、細かく分類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なもの一つを記入下さい。
 なお、日本標準産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、詳しくご記入いただかなくてかまいません。

| | | | |
|-----------------------------|--|---------------------|---|
| 本社所在地 | 〒 | | |
| 連絡先 | TEL | fax | ☎ |
| 延床面積 | | 事業所等の実績年度のエネルギー使用期間 | <input type="checkbox"/> 1年度分 <input type="checkbox"/> 1年未満 |
| 所有形態 | <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 他者所有 | 報告範囲 | <input type="checkbox"/> 建物の全部 <input type="checkbox"/> 建物の一部(テナント) <input type="checkbox"/> 建物の一部(その他) |
| 報告範囲の主たる用途 (延床面積の約50%以上) | <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業施設(物販) <input type="checkbox"/> 商業施設(飲食) <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 複合施設 <input type="checkbox"/> その他() | | |

●エネルギー使用量記入欄 (年次データ-令和6年4月分から令和7年3月分まで)

| | | 使用量 | |
|-----------------------------------|--------------|-------|----------------|
| 都市ガス | | | m ³ |
| LPG | | | m ³ |
| 灯油 | | | L |
| その他の燃料 | | 単位() | |
| 電気 (特に契約をしていない場合は、その他に記入ください。) | 買電(昼:8~22時) | | kWh |
| | 買電(昼:22~翌8時) | | kWh |
| | その他(昼夜不明を含む) | | kWh |
| 水道 | 水道及び工業用水道 | | m ³ |
| | 公共下水道 | | m ³ |

地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り組んでいる事があればご記入ください。

↑上記使用になっているエネルギーの数値をご記入ください!

◇本社以外に東京都内の支店・営業所をお持ちの方は、お手数でも用紙をコピーして、所在地・面積・エネルギーデータ等ご記入の上、支店等分の依頼書も合わせてご提出ください。

※令和6年4月から令和7年3月の途中で開設・閉鎖された、支店・営業所については、その旨をお書き添えください。

◆提出書類の会社印(丸印)は不要になりました。

葛飾法人会 事務局 : FAX 03-3693-3906

葛飾区内の事業所の皆様へ



初めての

書類作りを法人会がお手伝い！

地球温暖化対策報告書

を提出してみませんか？

この様なメリットも
あります！

- 葛飾法人会では、区内の事業者の皆様へ「地球温暖化対策報告書」の提出を呼びかけています。
- この報告書は、東京都条例に基づく制度で、各事業所が令和6年4月から令和7年3月までの1年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量（料金ではなく使用量）を調べて報告書に記載し、東京都へ提出することで減税などのメリットが受けられるようになっています。
- 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせていただきます。
- このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、**葛飾法人会事務局まで、FAX、または郵送にてお送りください。**

FAX番号 **03-3693-3906**

送り先 〒124-0012 葛飾区立石7-29-2
公益社団法人 葛飾法人会 宛

《 締 切 》

令和 **7年9月30日(火)**法人会到着分

中小企業向け省エネ促進税制

- 中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税を減免します。

制度概要

■対象者

- ① 資本金の額が1億円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
- ② 「地球温暖化対策報告書」等を提出していること

■対象設備

- 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定するもの。
- ・ 減価償却資産に限ります
 - ・ 貸付用、住宅用、中古設備を除きます

■減免額

- 設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を取得事業年度の法人事業税の税額から減免します。(ただし、当期事業税額の2分の1を限度)
※減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事業税の税額から減免可

■対象事業年度

- 令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用。

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べ頂くほか、下記の各事業所にお電話にて（お手元に請求書等をお持ちになり）問い合わせ頂ければ1年分の確認ができます。

●電気：東京電力エナジーパートナー(株)

☎ **0120-995-001** (フリーダイヤル) ☎ **03-6374-8936** (0120番号をご利用にならない場合有料)

●ガス：東京ガスお客さまセンター (総合)

☎ **0570-002-211** (ナビダイヤル) ☎ **03-3344-9100** (IP電話のご利用など)

●水道：水道局お客さまセンター

☎ **03-5326-1101**

※自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です。

報告書の作成・提出に関するお問合せ先

東京都地球温暖化対策報告書受付窓口

☎ **03-5388-3433**

受付時間

平日の午前9時から
午後5時45分まで

詳細はコチラ

